

富山県警察の会計監査実施要綱の制定について（例規通達）

このたび、富山県警察の会計の監査に関する規則（平成16年富山県公安委員会規則第3号）が制定されたことに伴い、別添のとおり「富山県警察の会計監査実施要綱」を制定し、平成16年6月25日から施行することとしたから、誤りのないようにされたい。

別添

富山県警察の会計監査実施要綱

1 目的

この要綱は、富山県警察本部長（以下「本部長」という。）が実施する会計監査について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 会計監査の実施

(1) 本部長は、作成した会計監査を行うための計画（以下「会計監査実施計画」という。）に基づいて、警務部会計課長（以下「会計課長」という。）及び本部長が指名する職員（以下「指名職員」という。）に会計監査を行わせるものとする。

(2) 会計課長及び指名職員は、対象所属の会計事務に関して、実地又は書面により会計監査を行うものとする。

(3) 会計課長及び指名職員は、会計監査を行うに当たり、補助者を置くことができる。

3 会計監査実施計画の作成補助

本部長は、会計監査実施計画を作成するに当たり、会計課長にその事務を補助させるものとする。この場合において、会計課長は、翌年度の会計監査実施計画を作成して、2月末日までに本部長に提出するものとする。

4 会計監査実施計画の変更

本部長は、会計監査を効率的に実施するため特に必要があるときは、会計監査実施計画を変更することができる。

5 留意事項

会計監査の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 正確性、合規性、経済性、効率性及び有効性の観点から行うこと。

(2) 厳正かつ公平を旨とすること。

(3) 資料及び情報を十分に収集し、正確な事実の把握に努めること。

(4) 必要な限度を超えて関係者の業務に支障を及ぼさないよう注意すること。

6 説明の要求等

会計課長及び指名職員は、会計監査を実施するため必要があるときは、会計監査の対象所属の長に対し、説明若しくは資料の提出を求め、又は指定する日時及び場所に所属の職員を出頭させるよう求めることができる。

7 実施状況の報告

(1) 会計課長は、毎年度終了後、速やかに、前年度における会計監査の実施状況を本

部長に報告するものとする。

(2) 本部長は、5月末日までに、前年度に行った会計監査の実施状況を取りまとめ、富山県公安委員会に報告するものとする。

(3) 前記(1)に規定する場合のほか、会計課長は、特に必要があるときは、速やかに、会計監査の実施状況を本部長に報告するものとする。